

新宿区第二次行財政改革計画

集中改革プラン対応版

平成17(2005)年度～平成21(2009)年度

平成18(2006)年3月

新 宿 区

新宿区集中改革プランの策定

平成17年3月29日、総務省は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定しました。同指針では、各地方公共団体においては、行政改革大綱の見直しを行うとともに、平成17年度から平成21年度までの5カ年の取組みを明示した「集中改革プラン」を平成17年度中に策定・公表することとしています。

当区では平成17年2月に「新宿区第二次行財政改革計画」を策定し、これを推進中ですが、計画期間は平成17年度から19年度までの3カ年です。

このため、この度の国指針に基づく「集中改革プラン」については、第二次行財政改革計画をベースに、各項目について、状況変化等による修正等を加えながら、計画期間を平成21年度まで延長した「集中改革プラン対応版」を示すものとなりました。

ただし、第二次行財政改革計画では記載のなかった、定員管理の適正化と給与等の適正化については、新たに項をおこしました。

なお、現在、平成20年度からスタートする新基本構想・新基本計画の策定に取り組んでいますが、これに対応した新たな行財政改革計画についてはしかるべき時期に策定するものとします。

新宿区第二次行財政改革計画【集中改革プラン対応版】・目次

1	事務・事業の再編・整理（主に施設の再編整理）	1 ~ 3
2	民間委託等の推進	
	指定管理者制度関係	4 ~ 7
	業務関係	8
3	定員管理の適正化	9 ~ 10
4	給与の適正化	11 ~ 12
5	外郭団体等のあり方の見直し	13 ~ 14
6	経費節減等の財政効果	
	事業の効率化と区組織の合理化	15
	公共サービス提供体制の見直し	16 ~ 17

計画表右端の「区分」欄

「修」・・・第二次行財政改革策定時から修正した項目

ブランク・・・継続項目

集中改革プラン対応

1 事務・事業の再編整理(主に、施設の再編整理)

(適正な施設規模を目指すものまたは空き施設、跡施設の有効活用を図るもの)

N0	施設名	17年度～21年度の取組み内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現状 (平成15年度)	担当部	区分
10	新宿第一保育園(廃止予定)	平成18年3月31日をもって廃園します。廃園跡施設について、有効な活用方法を検討します。	廃園に向けての規程整備	・廃止 ・活用方法 検討	-	-	-		福祉	
11	三栄町保育園	平成19年4月開設予定の(仮称)四谷子ども園へ移行し、三栄町保育園は平成19年3月31日をもって廃園します。	移行準備	・移行準備 ・施設跡利用の検討	・廃止 [(仮称)四谷子ども園開園] 施設跡利用の検討	施設跡利用の検討	施設跡利用の検討	昭和38(1963)年築 定員70人 施設面積 402㎡	福祉	
12	西新宿保育園	旧淀橋第二中学校など、地域の空き施設の活用等により移転することが可能かを検討します。	方針検討	方針検討	方針検討	方針検討	方針検討	昭和42(1967)年築 定員87人 施設面積 497㎡	福祉	
13	高田馬場第一保育園	高田馬場第一ことぶき館の施設更新とあわせて、施設の改築を検討します。平成22年度の民設民営による新園開設を検討します。	方針検討	方針案作成	方針実施	解体・改築工事	改築工事	昭和37(1962)年築 定員100人 施設面積 683㎡	福祉	修
14	高田馬場第一児童館	こども館として、場所を戸塚第三幼稚園舎に移転する方向で検討します。	方針検討	方針決定	方針実施	仮施設使用	仮施設使用	昭和45(1970)年築 定員100人 施設面積 364㎡ 学童クラブ定員35人 利用人員 26,294	福祉	修
15	高田馬場第一ことぶき館	現施設を改築し、小滝橋いきがい館等の近隣施設の機能を統合した、新たな地域交流・活動施設として再整備(リニューアル)することを検討します。平成17年度に施設整備方針を検討し、平成18年度に決定する予定です。平成22年度に、小滝橋いきがい館の機能及び西戸山社教分館の集会室機能を併せ持った「新しい高齢者向け施設」としての運営開始を目指します。	方針検討	方針決定・設計	解体工事 改築工事	1階をことぶき館、2階を児童館仮施設として使用	1階をことぶき館、2階を児童館仮施設として使用	昭和29(1959)年築 定員140人 施設面積 382㎡ 個人利用 年7,249人 団体利用 年9,351人	健康	修
16	小滝橋いきがい館	社会福祉事業団の経営改善の観点から、事業団の経営から切り離し、平成17年度に、一旦、区の直営施設とします。高田馬場第一ことぶき館の施設整備方針を検討する中で、「新しい高齢者向け施設」に機能統合が可能かを検討します。平成17年度に方針を検討し、平成18年度に決定する予定です。平成22年度に同館は閉館し、新施設への機能統合を目指します。統合後の跡施設については、防災職員住宅として整備する方向で検討します。	・直営管理へ移行 ・方針検討	方針決定			(22年度に閉館)	昭和57(1982)年築 施設面積 222㎡ 利用 年2,479人	健康	修
17	四谷第三小学校(統合後の跡地)	駅前に立地するという土地利用の高いポテンシャルを十分に活かし、再開発事業などのまちづくり事業を通して地域貢献できる活用を考えていきます。	方針検討	方針案作成	方針実施	方針実施	方針実施	校地面積 5,616㎡ 校舎面積 3,343㎡ 校庭面積 1,834㎡		都市計画
18	区民住宅	平成17年度からは、新規供給は行いません。全体の約9割を占め、平成23年度から順次発生する契約期間(20年間)の満了に伴う借上型区民住宅については、住宅まちづくり審議会での議論も踏まえながら、あり方の検討をすすめます。	方針検討	方針検討	方針検討	方針案作成	方針案決定	借上型338戸 所有型44戸		都市計画
19	事業住宅	所有型住宅については、ストックの有効活用に努め、借上型住宅については、廃止・縮小の方向で検討していきます。	方針検討	方針検討	方針検討	方針検討	方針検討	借上型25戸 所有型53戸		都市計画

集中改革プラン対応

1 事務・事業の再編整理(主に、施設の再編整理)

(適正な施設規模を目指すものまたは空き施設、跡施設の有効活用を図るもの)

No	施設名	17年度～21年度の取組み内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現状 (平成15年度)	担当部	区分
20	落合社会教育会館	集会室機能は、平成19年6月開設予定の落合第二地域センターに機能統合し、平成20年3月末に廃止する方向で検討しています。 落合社会教育会館の跡施設については、この地域の保育園需要に応えるため、中落合第一保育園の定員・機能の拡充に活用する方向で検討します。なお、同施設については改修が困難で老朽化していることから建替えをし、新園は平成23年度のオープンを目指すとともに、その運営形態については、民設民営方式も含め、検討していくこととします。	方針検討	方針決定	廃止			昭和44(1969)年開設 施設面積 613㎡ 利用件数 年2,295件	教育	修
21	三栄町社会教育会館	集会室機能を地域のコミュニティ施設に統合する検討をします。その上で、生涯学習を展開する場及び学習の場を確保できる場合には、廃止します。ただし、廃止時期は跡活用決定後とします。	社会教育委員による社会教育会館全体のあり方検討報告	報告をもとに方針検討決定	方針実施			昭和38(1963)年築 施設面積 703㎡ 利用件数 年2,593件	教育	修
22	西戸山社会教育会館分館	高田馬場第一ことぶき館の施設更新(新たな地域交流・活動施設)を検討する中で、「新しい高齢者向け施設」に機能統合が可能かを検討します。平成17年度に方針を検討し、平成18年度に決定する予定です。平成19年度末に閉館し、平成22年度に開設予定の新施設に集会室機能を移すことを目指します。	方針検討	方針決定	閉館			昭和45(1970)年築 施設面積 220㎡ 利用件数 年772件(分館のみ)	教育	修
23	戸山中学校(統合後の跡地)	平成17・18・19年度は、西早稲田中学校の統合新校建設期間中の仮校舎として利用します。平成20・21・22年度は、統廃合を予定している西戸山中学校の統合新校建設期間中の仮校舎として利用することを検討しています。	(西早稲田中)	活用方針の検討、決定 (西早稲田中)	(西早稲田中)	(西戸山中)	(西戸山中)	校地面積 7,339㎡ 校舎面積 4,595㎡ 校庭面積 2,900㎡	教育	修
24	戸塚第三幼稚園(休園中)	現在休園中。平成17・18年度は下落合保育園の改築に伴う仮園舎として使用します。高田馬場第一児童館等の施設整備を検討する中で、平成20・21年度は高田馬場第一保育園の仮園舎として活用し、平成23年度からは、こども館として使用することを検討しています。	方針検討 (下落合保育園の仮園舎)	方針案決定 (下落合保育園の仮園舎)		(高田馬場第一保育園の仮園舎)	(高田馬場第一保育園の仮園舎)	昭和36(1961)年開設 施設面積 760㎡	教育	修
25	館山塩見臨海学園(区外学習施設)	平成20(2008)年度を目的に廃止します。それまでの間、移動教室研究モデル校などの指定を通し、小学校移動教室代替教育プログラムの開発を行います。	移動教室代替教育プログラムの開発 (5校が代替プログラムへ移行)	移動教室代替教育プログラムの開発	移動教室代替教育プログラムの開発 年度末をもって廃止			昭和58(1983)年築 施設面積 2,730㎡ 移動教室30校 1,323人 一般利用 2,234人	教育	

集中改革プラン対応

2 民間委託の推進

指定管理者制度の導入

No	施設名	17年度～21年度の取組み内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現状 (平成15年度)	担当 部	区 分
1	区民保養所(再掲)	平成17年度から指定管理者制度を導入し、運営の効率化と開館日の拡大などのサービス向上を図ります。 その上で、早雲山区民保養所(あじさい荘)については平成19年度をもって廃止します。 中強羅区民保養所(つつじ荘)については、改修の経費対効果を明確にした上で、今後の大規模改修工事の実施の妥当性について検討していきます。なお、平成19年度に耐震工事・アスベスト除去工事実施に併せ改修工事を実施しますが、改修規模については今後検討していきます。 また、宿泊事業については、今後も効率的・効果的なあり方を検討していきます。	指定管理者制度導入(17～19) 公募	つつじ荘耐震補強工事等の設計	・制度導入2回目の準備 ・あじさい荘廃止 ・つつじ荘耐震補強工事等実施	制度導入2回目	制度導入2回目	・つつじ荘昭和50(1975)年開設 5,660㎡ 最大利用人員150人 ・あじさい荘平成7年(1995)開設 3,564㎡ 最大利用人員110人	地域文化	
2	区民健康村(再掲)	平成17年度から指定管理者制度を導入し、運営の効率化と開館日の拡大などのサービス向上を図ります。 今後も施設内容の見直し検討を続けるとともに、建設後10年を経過しているため、大規模改修工事について検討を進めます。	指定管理者制度導入(17～19) 公募	改修工事規模の検討	制度導入2回目の準備	制度導入2回目	制度導入2回目	平成7(1995)年開設 9,881㎡ 最大利用人員154人	地域文化	
3	区民ホール(四谷、牛込筆筒、角筈)	平成18年度から指定管理者制度を導入し、運営の効率化とサービス向上等を図ります。	指定管理者制度導入準備 公募	指定管理者制度導入(18～20)		制度導入2回目の準備	制度導入2回目	・四谷 平成9(1997)年開設 客席数 457席 2,422㎡ ・牛込筆筒 平成3(1991)年 客席数 392席 1,528㎡ ・角筈 平成元(1989)年開設 客席数 238席 1,023㎡	地域文化	
4	地域センター(8所)	地域のための施設という性格上、民間事業者ではなく、地域住民による管理が望ましい。また、コスト面でもサービス面でも現状の施設管理内容が評価できることから、現在の管理運営委員会を管理代行者とし、平成18年度から指定管理者制度を導入します。	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入(18～20)		制度導入2回目準備	制度導入2回目	平成元(1989)年～平成14(2002)年開設 施設面積 1,069㎡～1,585㎡	地域文化	
5	新宿文化センター	今後予定される施設の大規模改修工事の進行状況などから、公募による指定管理者制度への移行が可能となるまでの間は、現在の事業者を管理代行者とし、平成18年度から指定管理者制度を導入します。なお、区の文化施策の新たな方向性との調整を図るものとします。	・行政コスト計算書作成 ・センター管理運営の効率化 ・指定管理者制度導入準備	・指定管理者制度導入(18～20) ・管理運営の効率化	管理運営の効率化 大規模修繕工事	制度導入2回目準備	制度導入2回目	昭和54(1979)年開設 定員 大ホール 1,802人 小ホール 210人 施設面積 16,446㎡	地域文化	
6	高田馬場福祉作業所	平成17年度から指定管理者制度を導入します。以後、指定管理者に係る評価手法を研究するとともに、障害者自立支援法制定を受けて、指定管理期間中に今後の施設のあり方を検討します。	指定管理者制度導入(17～21) 公募	施設のあり方検討	施設のあり方検討	施設のあり方検討	制度導入2回目の準備	平成3(1991)年築 定員54人 施設面積 867㎡	福祉	

集中改革プラン対応

2 民間委託の推進

指定管理者制度の導入

N0	施設名	17年度～21年度の取組み内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現状 (平成15年度)	担当 部	区 分	
7	生活実習所	障害者福祉の見地から特段に配慮を要する施設であり、コスト面でもサービス面でも現状の施設管理内容が評価できることから、現在の事業者を管理代行者とし、平成18年度から指定管理者制度を導入します。以後、障害者自立支援法の制定を受け、指定管理期間中に新たな制度に適合した施設のあり方を検討します。	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入(18～22)				平成10(1998)年開設 定員 50人 施設面積 1721㎡	福祉		
8	障害者福祉センター	障害者福祉の見地から特段に配慮を要する施設であり、コスト面でもサービス面でも現状の施設管理内容が評価できることから、現在の事業者を管理代行者とし、平成18年度から指定管理者制度を導入します。以後、障害者自立支援法の制定を受け、指定管理期間中に新たな制度に適合した施設のあり方を検討します。	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入(18～22)				昭和60(1985)年開設 施設面積 2,528㎡	福祉		
9	母子生活支援施設	現状のサービス内容も評価でき、コスト面でも十分な改善が見込まれるため、現在の事業者を管理代行者とし、平成17年度から指定管理者制度を導入します。	指定管理者制度導入(17～21)				制度導入2回目準備	平成6(1994)年開設 定員 10世帯 施設面積 783㎡	福祉		
10	富久町保育園	公設民営保育園として事業開始した当時に事業者選定をしており、コスト面でもサービス面でも現状の施設管理内容が評価できることから、現在の事業者を管理代行者とし、平成18年度から指定管理者制度を導入します。なお、事業報告、事業評価は毎年行います。	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入(18～22)				平成15(2003)年開設 定員 143人 施設面積 989㎡	福祉		
11	新宿福祉作業所	柔軟で多様なサービスの提供と効率化を図るために、平成19年度からの指定管理者制度導入を検討します。	検討	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入			昭和44(1969)年開設 定員75人 施設面積 1,364㎡	福祉		
12	あゆみの家	柔軟で多様なサービスの提供と効率化を図るために、平成20年度からの指定管理者制度導入を検討します。	検討	方針決定	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入		昭和46(1971)年開設 定員 45人 施設面積 1,785㎡	福祉	修	
13	清風園	施設のあり方を考慮に入れながら有効活用することが必要であるため、今後の活用方法、利用料金制の導入、平成20年度からの指定管理者制度導入を検討します。	活用方法の検討	利用方法の検討	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入		昭和37(1962)年築 施設面積 1,265㎡	健康	修	
14	ふれあいプラザ	社会福祉事業団の経営改善の観点から、事業団の経営から切り離し、平成17年度に、一旦、区の直営施設とします。しかし、施設のあり方を考慮に入れながら有効活用することが必要であるため、今後の活用方法、利用料金制の導入、平成20年度からの指定管理者制度導入を検討します。	・直営管理へ移行 ・活用方法検討	利用方法の検討	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入		平成6(1994)年開設 施設面積 510㎡	健康	修	
15	元気館	平成18年度から指定管理者制度を導入し、運営の効率化とサービス向上等を図ります。事業報告・事業評価等をもとに事業内容・年度ごとの指定管理料の見直しを行い、より効率的に運営を行います。	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入(3年間)公募			制度導入2回目の準備	制度導入2回目	平成15(2003)年開設 施設面積 2,378㎡	健康	

集中改革プラン対応

2 民間委託の推進

指定管理者制度の導入

N0	施設名	17年度～21年度の取組み内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現状 (平成15年度)	担当部	区分
16	東戸山高齢者在宅サービスセンター	現状のサービス内容も評価でき、コスト面でも十分な改善が見込まれるため、現在の事業者を管理代行者とし、平成17年度から指定管理者制度を導入します。	指定管理者制度導入(17～21)				制度導入 2回目準備	平成13(2001)年開設 施設面積 298㎡	健康	
17	百人町高齢者在宅サービスセンター	現状のサービス内容も評価でき、コスト面でも十分な改善が見込まれるため、現在の事業者を管理代行者とし、平成17年度から指定管理者制度を導入します。	指定管理者制度導入(17～21)				制度導入 2回目準備	平成10(1998)年開設 施設面積 1,245㎡	健康	
18	ことぶき館(単独館3館)	社会福祉事業団の経営改善の観点から、事業団の経営から切り離し、平成17年度に、一旦、区の直営施設とします。しかし、施設のあり方を考慮に入れながら有効活用することが必要であるため、今後の活用方法、利用料金制の導入、平成20年度からの指定管理者制度への移行等について検討します。	・直営管理へ移行 ・活用方法検討	利用方法の検討	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入		・新宿ことぶき館 昭和52(1977)年開設 定員 40人 施設面積 247㎡ ・山吹町ことぶき館 昭和60(1985)年開設 定員 40人 施設面積 237㎡ ・下落合ことぶき館 昭和53(1978)年開設 定員 60人	健康	
19	環境学習情報センター・区民ギャラリー	平成16年から指定管理者制度を導入していますが、2年間の指定期間終了後、一定の評価を行い、平成18年度からの指定作業を行います。	・評価 ・制度導入 2回目準備 公募	制度導入 2回目(18～20)		評価 ・制度導入 3回目準備	制度導入 3回目	・環境学習情報センター 平成16(2004)年開設 施設面積 616㎡ ・区民ギャラリー 平成2(1990)年開設 施設面積 601㎡	環境土木 教育	
20	リサイクル活動センター	コスト面でもサービス面でも現状の施設管理内容が評価できるため、現在の事業者を管理代行者とし、平成18年度から指定管理者制度を導入します。	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入(18～20)		制度導入 2回目準備	制度導入 2回目	平成5(1993)年開設 施設面積 981㎡	環境土木	
21	女神湖高原学園(区外学習施設)	平成17年度から指定管理者制度を導入します。以後、利用率向上につながる施設サービスの充実に向け、指定管理者と協議するとともに、指定管理者に係る評価手法を研究します。また平成19年度には指定期間終了のため、次の指定作業を進めます。	指定管理者制度導入(17～19) 公募		制度導入 2回目の準備	制度導入 2回目 ・サービスの向上 ・経費削減		平成7(1995)年開設 施設面積 7,995㎡	教育	
22	新宿スポーツセンター	スポーツ専門施設として位置づけ、平成18年度から公募により指定管理者制度を導入し、毎年度施設管理運営の評価を行い、より効果的・効率的運営を図っていきます。	指定管理者制度導入準備 公募	指定管理者制度導入(18～22) ・サービスの向上 ・経費削減	サービスの向上 ・経費削減	サービスの向上 ・経費削減	サービスの向上 ・経費削減	昭和59(1984)年開設 施設面積 14,950㎡	教育	

集中改革プラン対応

2 民間委託の推進

指定管理者制度の導入

No	施設名	17年度～21年度の取組み内容						現状 (平成15年度)	担当 部	区 分
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			
23	新宿歴史博物館 林芙美子記念館	新宿の歴史を継承する拠点としての公共性をふまえ、生涯学習財団を管理代行者とし、平成18年度から指定管理者制度を導入します。	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入(18～22) サービスの向上・経費削減	サービスの向上・経費削減	サービスの向上・経費削減	サービスの向上・経費削減	新宿歴史博物館 平成元(1989)年開設 施設面積 3,846㎡ 林芙美子記念館 平成4(1992)年開設 施設面積 263㎡	教育	
24	社会教育会館(8館)	生涯学習社会の変化に対応した将来のあり方を検討します。方針決定するまでの間、生涯学習財団を管理代行者とし、平成18年度から指定管理者制度を導入します。なお、指定管理期間を2年とし、その間に将来のあり方の方針を決定します。	指定管理者制度導入準備 あり方検討	指定管理者制度導入(18～19) あり方検討 方針決定	制度導入 2回目の準備 方針実施				教育	
25	新宿コズミックスポーツセンター 大久保スポーツプラザ 野球場(西戸山公園、落合中央公園、西落合公園少年) 庭球場(甘泉園公園、西落合公園、落合中央公園) 妙正寺川公園運動広場	「生涯学習事業」の拠点施設として位置づけ、区民団体等との協働による多様な事業の展開を図るため、生涯学習財団を管理代行者とし、平成18年度から指定管理者制度を導入します。以後、毎年度施設管理運営の評価を行い、より効果的・効率的運営を図っていきます。	指定管理者制度導入準備	指定管理者制度導入(18～22) サービスの向上・経費削減	サービスの向上・経費削減	サービスの向上・経費削減	サービスの向上・経費削減	新宿コズミックスポーツセンター 昭和35(1960)年開設 施設面積 13,394㎡	教育	

集中改革プラン対応

2 民間委託等の推進

業務関係

項目	17年度～21年度の取組み内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現状 (平成15年度)	担当部	区分
1 情報処理業務の外注化による専門性の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーション業務のみの委託から情報システムに係る機器、運用等の全ての委託まで、様々な形式の業務委託の検討をします。 ・中長期的な高い費用対効果の実現を図ります。 ・最新の技術の効果的導入、高いレベルの情報セキュリティを確保します。 ・全体経費の削減と、情報政策機能の充実を図ります。 ・第二次新宿区情報化推進計画(平成19年度策定予定)の検討の中で、現行のシステムの在り方も検討します。アウトソーシングについての可否・時期等についても、同計画の中で併せて検討し、推進します。 	様々な形式の業務委託についての調査・検討	様々な形式の業務委託についての調査・検討	第二次新宿区情報化推進計画策定 ・業務委託についての具体的な調査、検討	業務委託についての具体的な調査、検討	業務委託についての具体的な調査、検討	システムのサーバ化、インターネット等のIT技術や共同アウトソーシングの進展等、新たな流れを十分見極めて、最も効果の高いアウトソーシングを実現すべく、調査・検討を進めています。	総務	
2 児童館・児童指導業務の委託等によるサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・こども館設置にむけての調査検討をします。 ・大規模学童クラブを解消するため、学校内学童クラブ等の事業を実施します。 ・上記2項目が難しい場合で、学童クラブ需要が多い地区に、民間学童クラブを誘導を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内学童クラブ 実施1か所 ・民間学童クラブへの支援 助成開始1か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内学童クラブ開設準備 ・児童指導業務委託準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内学童クラブ 実施1か所 ・児童指導業務委託新規3か所 ・民間学童クラブへの支援 助成開始1か所 		こども館開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導業務委託によるサービスの拡大等 ・土日指導業務実施3か所 ・学童クラブ時間延長実施 3か所 ・中高生時間延長1か所 ・児童指導削減10名 ・民間学童クラブ助成 1か所 	福祉	
3 児童館・ことば館用務業務の見直し	退職者を不補充のうえで、用務業務を順次民間委託化することなどにより、業務の効果、効率性の向上を図ります。	用務業務職員の退職不補充	同左	同左	同左	同左	21館中 ・用務業務等委託12館 ・再任用等 1館	福祉	
4 保育所の定員及び配置の適正化による保育サービスの向上及び運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化施設かつ地域の保育需要に対応できない区立保育園を、私立認可保育園として建替え、定員の拡大と新たな保育サービスを提供します。 ・民営化を原則として、運営の見直しや配置・規模等の適正化を進め、サービスの向上と効率化を図ります。(当面、平成19年4月時点における待機児解消(待機児童ゼロ)を実現するため、私立認可保育所の施設整備、施設改修に伴う定員増、保育サービスの拡充を実施します。) 	新園建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・新園建設工事 ・開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)新宿せいが保育園開園(民設民営) ・(仮称)四谷こども園開園(公立) 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・下落合周辺の保育園待機児童数10人(12月1日現在) ・下落合周辺の学童クラブ児童数(落合第四小学校分)22人(4月1日現在) 	福祉	
5 保育園用務業務の見直し	用務業務を順次民間委託化することなどにより、経費の効率化を図ります。	用務業務職員の退職不補充	用務業務職員の退職不補充委託:1園拡大	用務業務職員の退職不補充再任用又は委託:1園拡大	用務業務職員の退職不補充再任用又は委託:3園拡大	用務業務職員の退職不補充	27園中 用務業務委託 8園 再任用等 7園	福祉	
6 学校給食調理業務の民間委託	<ul style="list-style-type: none"> ・給食調理業務を民間委託した各学校に、学校給食運営協議会を設立し、民間調理業務の検証を行います。 ・給食調理業務の民間事業者への委託校には、学校栄養士を配置します。また、区採用の学校栄養士の配置も検討します。 	小学校1校 中学校1校	小学校2校 中学校1校	委託校の拡大	委託校の拡大	委託校の拡大	小学校4校、中学校2校で実施	教育	

3 定員管理の適正化

(1) 基本的な考え方

より簡素で効率的な行政運営を推進するため、区の組織体制の見直しや、情報化の推進及び民間活力の活用等による事務事業の見直しなど不断の見直しを図り、更なる定員の適正化に努めていきます。

(2) 定員適正化計画

定員適正化計画は、平成10年度から15年度にかけて、「開かれた区政推進計画(改訂版)(平成11年2月策定)」、「区政改革プラン(平成11年9月策定)」、「第二次実施計画の見直し計画(平成12年9月策定)」に基づく職員定数の削減を実施してきました。

また、平成15年2月に策定した「行財政改革計画に基づく定員適正化計画」では、平成15年度から19年度に400名の職員定数の削減を目標として掲げ、平成15年度～16年度の2年間で当初削減計画数212名のところ、233名の定数削減を達成しました。

そして平成17年度からは、「第二次行財政改革計画に基づく定員適正化計画(平成17年2月策定)」を策定し、平成17年度～19年度に164名以上の定数削減に取り組んでいます。

(3) これまでの定員適正化計画の取り組み状況

(単位:人)

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計	達成率
計画数	52	102	83	64	37	90	147	70	645	100.6%
実績	52	84	84	81	40	98	135	75	649	

各種定員適正化計画に基づく平成10年度～17年度の定数削減計画数と実績を掲載しています。

達成率は合計欄の数値によるものです。

(4) 平成20年度以降の取り組みについて

現在、「第二次行財政改革計画に基づく定員適正化計画」により、平成17年度～19年度に164名以上を目標とした定数削減を実施しています。

平成20年度以降の定員適正化計画については、現在、区において、平成20年度からスタートする新たな「基本構想」・「基本計画」の策定に取り組んでいるところであり、これに対応した新たな行財政改革計画の中で策定する予定です。

(5) 平成22年4月1日の職員数について

平成17年度～21年度の5年間で、いわゆる団塊の世代を中心として、約435名の定年退職が予定されています。

今後の対応としては、再任用職員を積極的に活用するとともに、効率的な職員配置をより一層推進していくことを前提とした上で、組織の活力維持や年齢構成バランスへの配慮、新たな行政需要への対応等を考慮し、一定程度の新規採用を実施していく予定です。

平成22年4月1日現在の職員数の目標値

平成17年4月1日現在の職員数	2,940名	200名の減
平成22年4月1日現在の目標職員数	2,740名	(削減率 6.8%)

(短時間再任用職員は含まない。)

今後5年間の退職者数・採用者数の見込み(平成17年度～21年度)

1 退職者見込数(A)	約610名
(1) 定年退職者見込数	(約435名)
(2) 普通退職者等見込数	(約175名)
2 新規採用見込数(B)	約410名
3 職員増減見込数(A-B)	200名

平成12年度～17年度の職員数の推移(参考資料)

(単位:人)

年度	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1
職員数	3,378	3,285	3,204	3,100	3,007	2,940
前年度比較		93	81	104	93	67

4 給与等の適正化

(1) 基本的な考え方

職員給与の適正化については、これまでも特別区人事委員会の勧告等を受け、適宜見直しを行ってきました。平成 18 年度以降は、平成 17 年度特別区人事委員会勧告等を受け、人事給与制度全体にわたって大幅な改革を行う予定です。

(2) 具体的取り組み

項目	16 年度までの取組内容・成果	17 年度～21 年度の取組予定
高年齢層職員の昇給停止	<p>【平成 13 年度 3 月】</p> <p>特別区人事委員会規則の改正により、平成 17 年度以降の普通昇給停止年齢の引き下げを決定した。</p>	<p>【平成 17 年度】</p> <p>「医療職給料表(一)」給料表適用職員については 59 歳、その他職員については 57 歳に達した後は普通昇給を停止する。</p> <p>【平成 18・19 年度】</p> <p>平成 17 年度特別区人事委員会勧告(意見)に基づく特別区人事委員会規則の改正により、各号俸を 4 分割した上で、普通昇給と特別昇給を統合した新たな昇給制度に改める。その中で、「医療職給料表(一)」適用職員については 59 歳、その他職員については 57 歳に達した年度の翌年度以降の昇給を 4 号抑制する。</p> <p>【平成 20 年度以降】</p> <p>「医療職給料表(一)」適用職員については 57 歳、その他職員については 55 歳に達した年度の翌年度以降の昇給を 4 号抑制する。</p>
昇給運用の見直し	<p>【平成 15 年度】</p> <p>年功的な要素を縮小する観点から名誉昇給制度を見直した。</p> <p>名誉昇給基準の事由から、「定年退職」を削除した。</p> <p>昇給幅を「2 号」から「1 号」に変更した。</p>	<p>【平成 18 年度】</p> <p>特別昇給と普通昇給を統合し、勤務成績に応じ昇給の区分を 5 段階(A～E)とする制度に改める。</p> <p>給料表の最高号給を超えて昇給する枠外昇給を廃止する。</p> <p>【平成 20 年度以降】</p> <p>新たな人事考課制度を導入し、人事考課に基づいて昇給を決定する方式に改める。</p>

項 目	16 年度までの取組内容・成果	17 年度～21 年度の取組予定
級別職務分類 に適合しない 級への格付け	「給与の級格付け基準（級格付基準） を設け、級格付け制度を運用。	【平成 17 年度】 技能系人事制度改正に伴い、2 級格付に最低年齢 制限を設ける等、級格付け基準を見直す。 【平成 19 年度】 行政系の級格付け基準を廃止する。 【平成 23 年度】 技能・業務系の級格付基準を廃止する。
退職手当の支 給率	【平成 16 年度】 退職手当の支給率上限に達する勤 続期間を「33 年」から「35 年」に変 更したのに合わせ、勤続 36 年以上の 職員の退職手当支給率を 62.70 月か ら 60.95 月に引き下げた。	【平成 17 年度】 勤続 36 年以上の職員の退職手当支給率を 59.20 月とする。
特殊勤務手当 の適正化	【平成 16 年度】 全特殊勤務手当について支給額の 減額を検討した。 放射線業務従事手当について、月額 支給から日額支給への変更を検討 した。	【平成 17 年度】 変則勤務手当ほか 6 手当の支給額を減額する。 放射線業務従事手当を月額支給から日額支給に 変更する。 【平成 18 年度】 変則勤務手当を廃止する（一部経過措置として 半額を支給） 福祉事務所現業手当の支給範囲を縮小する。 感染症等予防業務従事手当（5 項目）のうち 2 項目を廃止する。 清掃業務従事手当（3 項目）のうち 1 項目を廃 止する。 養護学校勤務手当の支給範囲を縮小する。 【平成 19 年度】 変則勤務手当経過措置終了。

集中改革プラン対応

5 外郭団体等のあり方の見直し

NO	施設名	17年度～21年度の取組み内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	団体の課題	担当部	区分	
1	財団法人新宿文化・国際交流財団	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に、財団の経営体制の改善を図り、競争力を強化するための経営改善計画を策定し、人事給与制度を見直します。 平成18年度以降、指定管理者制度を導入し、経営改善計画と新たな人事給与制度に基づき、財団運営の効率化と競争力のある事業展開を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善計画の策定 人事給与制度の見直し、公表 指定管理者制度導入準備 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善計画に基づく財団経営と改善の取組み内容公表 指定管理者制度導入(18～20) 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 同左 経営改善計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな経営改善計画に基づく財団の経営 	<ul style="list-style-type: none"> 文化・国際交流事業のあり方検討 区からの補助金や委託料の削減 大規模改修 指定管理者制度の移行にあわせた経営改善 	地域文化	
2	財団法人新宿区勤労者福祉サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に、経営の効率化と自主的・自律的な経営を行うための経営計画を策定するとともに、人事給与制度を見直します。 平成18年度以降、経営計画に基づき、会員の増加や掛金収入の増加等を図るとともに、見直した人事給与制度の内容に沿った効率的な経営を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善計画の策定 人事給与制度の見直し、公表 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善計画に基づくサービスセンターの経営 経営内容と改善の取組の公表 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 同左 経営計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな経営計画に基づくサービスセンターの経営 	<ul style="list-style-type: none"> 会員数の拡大とスケールメリットを活かした事業展開 事業の改善と会員の要望に沿った事業の実施 経営の効率化促進と、財政基盤の安定化の実現 自立した事業実施体制の構築 	地域文化	
3	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に、経営の効率化と自主的・自律的な経営を行うための経営計画を策定するとともに、人事給与制度を見直します。 平成18年度以降、経営計画と見直した人事給与制度の内容に基づき、協議会の機能と役割の強化・明確化を図り、効率的な経営を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善計画の策定 人事給与制度の見直し、公表 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善計画に基づく協議会経営 経営と改善の取組み内容公表 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 同左 経営計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな経営計画に基づく協議会の経営 	<ul style="list-style-type: none"> 自立性の向上と権限の明確化・強化 理事会、評議員会の活性化 他の団体との役割分担の明確化 	福祉	
4	社団法人新宿区シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に、経営の効率化と自主的・自律的な経営を行うための経営計画を策定するとともに、人事給与制度を見直します。 平成18年度以降、経営計画と見直した人事給与制度の内容に基づき、会員の増加や就業率の向上等を図るとともに、効率的な経営を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善計画の策定 人事給与制度の見直し、公表 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善計画に基づくシルバー人材センターの経営 経営内容と改善の取組の公表 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 同左 経営計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな経営計画に基づくシルバー人材センターの経営 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局体制の強化 人事システムの検討 業務受注の確保と新分野の開拓 	健康	
5	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	<p>自主経営化する道筋を示す「平成15年度特養等改善検討委員会」の検討結果を踏まえ、平成17年度から自主経営化します。今後も、法人として安定した経営を図り、自主経営を推進します。</p>	自主経営化	自主経営	自主経営	自主経営	自主経営	自主経営	健康		
6	財団法人新宿区生涯学習財団	<ul style="list-style-type: none"> 財団の自立度を向上します。 定数管理の適正化を図ります。 指定管理者としての収支バランスの確保と利益の計上を行います。 人材派遣職員など民間企業経験者の積極的活用と幅広い人材の確保を図ります。 経営にかかる情報の積極的公開と満足度調査の実施等による、情報の双方向化及び顧客ニーズの把握に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事・給与制度にかかる規程整備 経営改善計画に基づく組織再編の検討・準備 区派遣職員の減 指定管理者制度導入準備 	<ul style="list-style-type: none"> 新人事・給与制度実施 指定管理者制度の導入(5年) 区派遣職員の減 	戦略経営の実施と検証	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の適正化 経費の削減 単位費用の削減 職員の処遇の改善 透明性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 次期経営計画策定 定数管理の適正化 自立度の向上 平成23年度以降の指定管理者選定に向けての準備 	<ul style="list-style-type: none"> 財団の特性を活かした生涯学習事業のあり方検討 生涯学習振興に果たす役割の明確化 コーディネーター機能と情報提供機能の発揮 指定管理者制度の移行にあわせた経営改善 区からの補助金の削減 	教育	

集中改革プラン対応

5 外郭団体等のあり方の見直し

NO	施設名	17年度～21年度の取組み内容						団体の課題	担当部	区分
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			
7	新宿区障害者就労福祉センター	障害者自立支援法の制定により、必ずしも社会福祉法人でなくても従来の通所授産事業に該当する障害福祉サービス事業を営むことが可能となったため、別途、区の行政目的が達成できる法人格と運営形態を検討します。職員の意欲を引き出し、組織を活性化させ、団体の経営強化を図るための経営計画を策定し、人事給与制度を見直します。	・経営計画の策定 ・社会福祉法人化の検討 ・人事給与制度の見直し、公表	指定障害者サービス事業者としての指定準備	指定障害者サービス事業者としての指定	指定障害者サービス事業者としての事業運営	同左	・団体の法人化による組織整備 ・指定管理者制度への移行に備えた競争力の向上 ・事業領域の拡大にともなう機能の充実	福祉	

集中改革プラン対応

6 経費節減等の財政効果

事業の効率化と区組織の合理化

NO	項目	17年度～21年度 of 取組み内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現状 (平成15年度)	担当部	区分
1	行政評価制度の改善	[17年度] 実施計画事業を対象とした評価の実施 行政評価制度の課題の整理 [18年度] PDCAサイクルの中での評価の実施と評価結果の反映 発生主義や「隠れたコスト」等のコスト情報の評価への組入れ、外部評価制度等の検討 [19年度以降] PDCAサイクルの中での評価の実施と評価結果の反映 新たな行政評価制度の導入	・実施計画事業を対象とした評価の実施 ・行政評価制度の課題の整理	・PDCAサイクルの中での評価の実施と評価結果の反映 ・発生主義や「隠れたコスト」等のコスト情報の評価への組入れ、外部評価制度等の検討	・PDCAサイクルの中での評価の実施と評価結果の反映 ・新たな行政評価制度の導入	・PDCAサイクルの中での評価の実施と評価結果の反映	同左	第四次実施計画の策定にあたって、第三次実施計画事業を評価し、休・廃止事業及び新規事業を選定した。	企画政策	
2	予算編成過程の情報公開の推進	・予算編成過程の透明性を高め、積極的な情報提供を図るため、これまでの予算案の公表(「予算(案)の概要」の作成)に加え、予算の要求段階から確定に至るまでの情報提供の仕組みを構築します。 ・区の主要な事業の予算要求段階の概要及び査定の内容・考え方を、区ホームページ等で情報公開します。	公表方法の改善、実施	同左	同左	同左	同左	「広報しんじゅく(11月25日号)」及び区ホームページでの予算概要の公表(試行) 予算(案)の概要の発行	企画政策	
3	補助金の見直し	[17年度] 審査会の答申を踏まえた見直しの考え方の整理 「補助金見直し進行管理シート」による見直しと公表 公募制補助金制度の検討 適正な交付のためのしくみづくり [18年度以降] 「補助金見直し進行管理シート」による見直しと公表	・審査会の答申を踏まえた見直しの考え方の整理 ・「補助金見直し進行管理シート」による見直しと公表 ・公募制補助金制度の検討 ・適正な交付のためのしくみづくり	「補助金見直し進行管理シート」による見直しと公表	同左	同左	同左	補助金等検討委員会の提言を踏まえ、区の単独補助金について、補助金等審査委員会を設置し、必要性やあり方について原点に戻って見直しを行い、協働の時代にあった補助金制度として再構築するよう、見直しに向けた審査をすすめています。	企画政策	
4	印刷物、行政資料、有償刊行物の取扱基準の設定	印刷物の適正な取扱と行政資料としての取扱を精査し、印刷経費の削減、広告収入の確保、行政資料の効率的利用、紙資源の減量化などを図ります。	各所管課での印刷物数量等、HPでの公開状況の調査	有償・無償資料の分類検討、行政資料の見直し検討	要綱等に見直しに基づく資料整理	同左	同左	入札対象とした印刷(130万円以上)は、28件(97百万円)[15年度実績] このほか、各調査業務委託に付随する報告書や随意契約による印刷物などがあります。	企画政策	
5	職員の意識改革と人材育成	・管理監督者のマネジメント能力向上のため、民間研修機関への派遣研修等を実施します。 ・職員の専門性の向上のため、複線型人事制度の検討や基礎的能力の育成に努めます。 ・あらゆる職場に政策形成能力やIT能力の高い職員の配置を目指すとともに、自己啓発を促します。	・管理職マネジメント能力向上の研修促進 ・「職員マナーブック」の更新・実践 ・目標管理型人材育成の検討 ・自己啓発の拡充	・実践的な研修計画の改善検討 ・「職員マナーブック」の実践 ・目標管理型人材育成の構築	・実践的な研修計画の改善検討 ・「職員マナーブック」の実践 ・目標管理型人材育成の実施	同左	同左	・新宿区研修実施計画(毎年度)の策定 ・政策法務研修、IT研修、大学院公共経営科受講助成、危機管理研修などの実施	総務	

集中改革プラン対応

6 経費節減等の財政効果

公共サービス提供体制の見直し

NO	項目	17年度～21年度の取組み内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現状 (平成15年度)	担当部	区分	
1	窓口サービスと利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 区税や国民健康保険料などの支払いに関して、新たにコンビニと連携します。 案内表示・掲示物の改善を進めます。 窓口サービスについての区民要望の把握と総合的検討を行います。 情報技術を活用した情報提供の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> コンビニでの納付システムの導入準備 案内表示の総合的な改善検討と実施 窓口サービスについての区民意見・要望の調査 	<ul style="list-style-type: none"> コンビニでの国民健康保険料及び軽自動車税の納付開始(10月～介護保険料) 案内表示の総合的な改善検討と実施 窓口サービス改善の総合的な検討 	<ul style="list-style-type: none"> コンビニでの国民健康保険料、軽自動車税及び介護保険料の納付推進並びに区民税(普通徴収)の納付開始 案内表示の総合的な改善検討と実施 窓口サービス改善の実施に向けた具体的検討 	<ul style="list-style-type: none"> コンビニでの国民健康保険料、軽自動車税、介護保険料及び区民税(普通徴収)の納付推進 案内表示の総合的な改善検討と実施 窓口サービス改善の実施と検証 	同左	区役所や特別出張所などの一部の業務に関する、火曜日(午後7時まで)の窓口延長	区長室・企画政策・総務・地域文化・健康部	修	
2	受益者負担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 受益と負担の関係を区民に分かりやすいものにします。 サービスの提供にかかるコスト(経費)を縮減するとともに、民間事業者や他団体等によるサービスと比較してバランスを欠いているものは、均衡を図ります。 同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差がある場合は見直しを行います。 	区民の方が納得できる受益者負担の考え方の整理	受益者負担の適正化の実施	同左	同左	同左	区民の方が納得できる受益者負担の基準整備と適正な徴収を見直しの目標として調査検討	企画政策		
3	区税の収納率向上	<ul style="list-style-type: none"> 現年課税分の滞納への対応を強化します。 差押処分や換価の促進を積極的に行います。 効率的な滞納整理事務を行うために、「滞納整理支援システム」を活用していきます。 区税の収納率向上及び増収を図るため、毎年策定する納税推進計画に基づき、対策を重点化して取り組みます。 効率的な業務推進体制の整備を進めていきます。 区民税の収納率を90%超の水準にします。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税推進計画の策定 業務推進体制の整備 滞納整理支援システム本稼働 	<ul style="list-style-type: none"> 納税推進計画の策定 業務推進体制の整備 	同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 区民税収納率87.38%(当初予算値) 滞納整理支援システム導入 	総務	
4	国民健康保険料の収納率向上	<ul style="list-style-type: none"> 制限証の運用を強化し、収納率向上を図ります。 滞納処分的手法研究・確立により収納率の向上を図ります。 嘱託員徴収の一層の実務習熟と職員連携によるマンパワーの充実を図ります。 分割納付履行の確認と促進を図ります。 職員の徴収事務の精査と世帯に応じた整理手法を検討します。 調定額の適正化をはかります。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率向上対策の策定(制限証運用の充実、滞納処分の充実、分割納付履行の確認と促進、職員の徴収事務の精査と世帯の状況に応じた整理手法の検討、調定額の適正化など) 	同左	同左	同左	同左	国民健康保険料収納率平成14(2002)年度収納率の1%増(想定)制限証運用強化	地域文化		

集中改革プラン対応

6 経費節減等の財政効果

公共サービス提供体制の見直し

NO	項目	17年度～21年度の取組み内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現状 (平成15年度)	担当部	区分
5	道路占用料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・算定基準の変更について検討します。 ・他の道路管理者との均衡について検討します。 ・公益事業者の要望の取り扱いについて検討します。 ・18年度の固定資産税評価替えをうけて、19年度に占用料の改正を行います。 	調査・検討	調査・検討	道路占用料の改正	調査・検討	調査・検討	道路占用料収入見込 1,000百万円	環境土木	
6	区立住宅使用料等の滞納整理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・初期滞納者への早期対応をはじめ、滞納者の個別管理を徹底することで回収率を上げます。 ・連帯保証人への協力要請、弁護士の活用による納付指導業務委託及び自主退去要請を促進し、滞納整理を推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納付指導業務委託 ・自主退去要請 ・法的措置 	同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・法律事務所への納付指導業務委託事業の試験的実施 ・住宅明渡し交渉、納付相談の技術向上 	都市計画	